

# 中世曹洞宗における切紙相承について

石川力山

日本曹洞宗が全国的発展を遂げた中世期における、曹洞禅侶の參禅修行や民衆教化の実態を物語る資料に、抄物と称される一群の文献がある。抄物とは注釈書の意味であるが、その内容は、語録抄（聞書抄）、門參、代語、代語抄、切紙等に分類できる（拙稿「中世禅宗史研究と禅籍抄物資料」飯田利行博士古稀記念、東洋学論叢）所収）。これらの抄物資料の研究は、その緒についたばかりで多くの課題を残しているが、本稿で取り上げた「切紙資料」についても、その発生は中世にまで遡り、近世にかけて極めて広範囲に、ある意味では宗門を挙げて相承なされたにもかかわらず、本格的研究は殆んどなされていないといつてよい。切紙とは、古来室内口伝として伝えてきた儀軌を一件につき一枚の紙に書いて相承してきたもので、これには日用行持の口訣や三物の注解、図説及び參話を含むものであるが、咒術祈禱や神仏習合、乃至陰陽師紛いの卜占的要素も多分に持っていたためか、妄談邪説、あるいは「代語者之僻説」という評価を受け、殆んど顧みられることはなかつ

たといつてよい。たとえば、面山瑞方は『洞上室内断紙揀非私記』で、「嗣書焼卻」の断紙（切紙）について、

面山謂、夫嗣書雖減後非燒卻底物、永祖所得於天童之一幅、現遺永平室中、是其証也、中古宗弊伽藍法時、易先師而嗣後師、即以所先得之嗣書、返之先師、以無措処乃燒之、因製法断紙、今時無用也、可附揀非、

（曹全）室中、一九七頁）

とあるように、嗣書を焼却する口訣は、中世の依院易嗣の弊風から生じたものであるとし、この切紙は揀非に付すべきものであるとして、他の伝来の一四五種の切紙についても、その排すべき根拠をあげ、さらに、「永平寺室中断紙目錄并引」において、

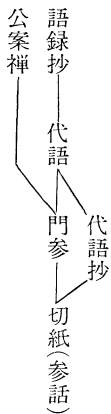
延享二年乙丑夏、余寓永平寺之承陽菴五十余日、請室中法室周覽、中有断紙一百四十余通、逐一拜読、目錄以備後鑑、皆是代語者之妄談僻説、而無一補於宗門者也（同上二二五〜六頁）

とし、永平寺所蔵の切紙一四〇余種についても、これをすべて妄談として否定し、その目録を掲げている。確かに面山の指摘の如く、成立的にはいずれも問題を抱えているものばかりであるが、近年、宗教学、教化学の立場からの再検討が提起されており、（桜井秀雄「曹洞門下における切紙相承の一考察」『宗教学論集』第九輯所収）、中世曹洞宗の民衆教化および地方展開の実態を究明する上からも貴重な資料であることは疑いない（前掲拙稿、及び「中世における禅宗切紙の資料的価値」『宗教研究』二四六号所収）。

所で、禅宗切紙の研究の困難さは、内容の雑多性と、資料収集の難しさにある。杉本俊竜『洞上室内切紙并参話研究』は包括的研究の先駆をなすもので、切紙資料を、行持、点眼、送亡、血脈、嗣法、口訣、参話、加持、雑纂の九部に分類しているが、今後は客観的批判的研究の立場が求められる所であり、分類作業にも今後の課題を残している。さらに切紙は近世以降になると冊子に一括書写され伝承されることがあり、同派の切紙全体が概観できる場合もあるが、元来は一枚ものの記録であるため散佚し易く、中世の切紙そのものはなかなか発見しにくい。中世における切紙の発生については別に論じたいが、資料調査で集中的に発見されるのは寛永期のものが最も古く、文亀、永正から元亀、天正頃にかけての年号の記載のあるものも散見できるが、これらが果して中世

資料そのものか否かの真偽問題が残されている。その伝承を懷装や道元、更には如浄にまで遡源して權威を主張する例は切紙や門参には屢あるからである。管見に入ったものの中で、寛永期のものは数通乃至数十通一括して相承される場合があるが、それ以前のもので一括して相承された形跡を見出すことはできない。本稿ではこれまでに接した切紙資料により、参話、即ち古則公案についての捌き方を示した切紙について、その相承と発展過程についてみてみたい。

参話は他の切紙と趣を異にしている。即ち他の切紙が殆んど点眼や葬送追善、室内伝戒、伝法のための儀軌であるのに対し、参話は公案や宗旨の拈提注解である。そしてこの参話の内容に近いものとして曹洞宗には、中世の公案禅の盛行に伴い成立した多くの門参が残されている。さらにこの門参の成立には、必ずしも公案禅の流行を前提としない、語録抄、代語の伝統から派生したものもあるという私見を筆者は持っているが、そしてこれが切紙に集約される過程があることも予想される。



代語は著語の一種で、ある機縁、古則に対する撻語、代語

でしめくくる語録抄の伝統から代語だけが別行されるようになったと考えられ、それが門参になって行く過程もあることは既に論じた。次に門参から切紙への過程について、いくつか考えてみたい。

参話の「頂門眼切紙」(杉本氏は口訣に入れる)というのがある。

山河大地  
有情非情  
同時成道

古人云、頂門眼晴照被四天下、足那箇眼自指燈籠露柱云、聳眼聳耳這箇聳、眼眼相對頂門眼、心心相投以前心、嫡嫡相承、至今、というものであるが、この切紙の発生のもととなったとみられる話頭は、大野宝慶寺所蔵の、寂円が義雲に与えたとされる一軸の法語に、

六祖曰、頂門眼照被四天下、是那箇眼睛、自面前指灯笼柱云、聳眼聳耳這箇聳、曰、眼々相對頂門眼、心々相投已前心、

永平大仏道投機曰、頭对眉兮、耳对眉、此眼喚作頂門眼、是即正法眼也、一切花老梅樹、是即瞿曇眼睛也、正伝承当此拈頂門眼睛、百億須弥百億日月、无边風月唯沙門一眼睛也、去不尽乾坤灯外灯、亦寂円云、我祖翁此話投機、我亦二十年前涕淚悲嘆箇話当著、眼者惣名也、明一事中円真仏性為也、是我豈恰契悟、髑髏前本来靈、照徹毘盧頂顛平、此眼撥開則明々不明、又合則暗々不暗、雖然又不預開合也、或十八眼或六眼或五門、以作頂門眼衷大哉錯也、雖与麼、其亦不捨莫而已、透徹此話即井鹽話三悟道目前

中世曹洞宗における切紙相承について(右 川)

真大道正法眼法身呈露、何況其徒亦復開顯、非正嫡未曾知之、若不知之、実者学道未弁正邪、奚為分別、深可秘密、未伝授底人不可授之者也、

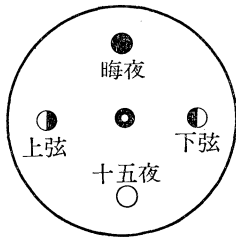
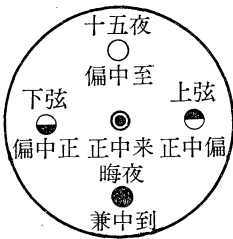
当山開山真筆深不可入他見

竜天護法善神百拜

寂円和尚附与義雲和尚

とあるもので、これによれば道元の投機もこの六祖頂門眼の話によったものであるという。寺伝では寂円の真筆となっており、寂円派の門参の一であったことは疑いない。これが伝承されて切紙として成立する過程が問題であるが、拈提部分が削除され、山河大地云々の語が図に示されている点が目される。これは「月両箇」の切紙にも見られ、それは、

瑩山和尚示巖山云、若不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>月有<sub>二</sub>兩箇<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>洞上種草<sub>一</sub>、



十五夜月中有<sub>二</sub>晦夜<sub>一</sub>、月、晦夜月中有<sub>二</sub>十五夜<sub>一</sub>、上弦下弦亦復如<sub>レ</sub>是、故分<sub>三</sub>開<sub>一</sub>一<sub>レ</sub>圖、以為<sub>二</sub>三<sub>一</sub>圖、其義可<sub>レ</sub>見、蓋偏中至<sub>二</sub>○相中<sub>一</sub>有<sub>二</sub>

兼中到相、正中偏、相中有偏中正、相、正中來、相中有偏中至、相、明暗互融、偏正回互、是乃双月合成、師資合道、兩鏡相照、中無影像等之様子也、

というものであるが、それは『峩山和尚行実』に、

瑾一夕旣月次、師侍座、瑾忽問云、爾知月有兩箇乎、師曰、不是、瑾曰、不知月兩箇者、不能成洞上種草、云云（『曹全』史伝下、二六三頁）

とある機縁を、正偏五位説や図によって象徴的に示したもので、この公案は、峨山派、特に了庵派の中の無極派に伝わる公案となつた。無極慧徹開創の岐阜県竜泰寺に所蔵される、月江正文に示した無極真筆の附与状には、

示正文首座一家之大事、

フシキ上ノ一句、不識上、月ノニマイ、月兩ケ、ナヘンサラニハントアルアリ、偏正一サイニ行ス、幻人ノ參、本位ノ中分偏正性見ノ人、タンテキノ一句

太平山裏老禪和、不レ動干才、弁ニ類瑕、十二時中端的ノ眼、会麼、静処婆娑詞、

拈花ミセウ、ルリコ中ノ妙薬、其外不説、能々可護持

住竜泉禪寺慧徹叟（花押）

とある。また無極派の門參には、やはり月兩箇の話が取り上げられており、栃木金剛寺所蔵の泰叟派の『泰叟派秘參』には、

月兩ケヲ、師對面而坐ス、師云着語ヲ、代、君モ以三此明、於レ上照、臣以三此明、於レ下補、是ハ格叟之着語也、（格叟實德）布州和尚ハ着語ノ時大指ニ人指シユビラ低ク当テ君モ以三此明、於レ上照シ、亦人指シ指ニ大指ヲ低ク当テ、臣モ以三此明、於レ下補、亦指ヲトチガ子ニ入レチガヘテモ着語ラスル也、亦補陀寺デハ模様デ挙ス也、〇此モセウデ挙ス也、是ハ相統斗デ、月ノ見セウガ聞ヘヌゾ、（中略）亦竜穩寺デハ一彈指如何ト請也、同ジナガラ君臣合同ト、亦月ノヨシノ聞ルヤウニト請也、代、君以此一補、心ハ是ハ月東嶺ニ上ルヲ見テ一彈指タゾ、ソノ当頭ヲ述べタゾ、石胎蛇々胎石、（胎石）嶺山峨山タツタ一枚タゾ処方洞上ノ兼中到タゾ、（兼中到）川叟派重離六爻ト拳スモ同心ヘタゾ、（中略）了庵和尚、月兩ケヲバ出シ在ツテ、直繞家門袁紹統一兒ト云成タゾ、泰叟派デ伝後兩則トハ、不識上當則是ヲ云也、最初兩則トハ大死底人公是也、子細ニハ凶ト切紙デ明白ニスムベシ、

とある。面山はこの「月兩箇」の切紙についても、兩箇の月の図を作つたのは、代語者であり、胡乱の説とする。確かにこうした切紙の成立には、中世に横行した代語僧達の数え参の流行が背景にある。即心即仏の切紙はその典型である。しかしそれは、一方において、公案話頭の拈提参究の跡形を示すものであって、代語の伝統まで否定されるべきではない。『泰叟派秘參』は、図と切紙とによってこれを子細にすべきであるとして、切紙を門參と併用させていることによつて

も、その有機的な関連性、及びその成立過程は理解されよう。

中世曹洞宗における公案拈提の書である門参は、各派に独自の参語が伝承されていたが、切紙は各派によって伝承される数量に違いはあっても、内容に関しては字句の異同に止まるもので、全く同一のものといつてよい。このことは、参語に関していえば、各派の門参の中で殆んど普遍化したものが、図等を用いて象徴的に表現されるなどしてさらに簡略化され、これが切紙として伝承されていった過程を物語るものではなからうか。これらの問題は他の参語についても検討した上で結論づけられるべき性質のものであるが、紙面の関係上、二三の指摘にとどめ、切紙成立の考察の糸口として提起しておきたい。

なお、爆発的に大量の出現をみる、近世切紙資料の集大成化の契機、過程については、新たに近世社会の中で作り出された切紙類の抽出と、中世切紙との比較検討の作業がまずなされなければならぬので、この点については今後の研究課題としておきたい

(文部省科学研究費一般研究Cによる研究成果)

(駒沢大学講師)

#### 会員資格に関する内規

一、会員は原則として新制大学又は短期大学卒業以上、あるいはそれに相当する学力を有する者とする。入会に当っては学会役員(理事又は評議員)一名の推薦を得た上、理事会の承認を必要とする。

二、学術大会における発表資格者は、原則として新制大学院修士課程修了以上、又はそれに相当する学力を有する者とする。

三、会費を三年間滞納した者は退会したものと認める。又、会の名誉を著しく害なり等会員として不相当と認められる者については、理事会の決定により除名することができらる。